

児島湾淡水漁業協同組合 内共第18・19号共同漁業権 遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第18・19号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（うなぎ、こい、ふな、なまず、てながえび及びもろこをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限等)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
たも網	網口径 1.5 メートル以下

2 前項の規定にかかわらず、海岸堤防から上流 100 メートル以内の区域では、船による遊漁をしてはならない。また、動力船を用いて遊漁をしてはならない。

(全長の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
こ い	全長 15 センチメートル以下
う な ぎ	全長 20 センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が幼児・小中学生・身体障害者の場合は無料とする。この場合、組合への遊漁承認申請の手続きは不要とする。

遊 漁 の 内 容		遊 漁 料	
魚 種	漁具 漁法	1 年	1 日
こ い ふ な う な てながえび な ま も ろ こ	手釣・竿釣 た も 網 投 網	1, 0 0 0 円	1 0 0 円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 児島湾淡水漁業協同組合事務所（岡山市南区市場一丁目1番地）

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(附 則)

この規則は知事の認可を受けた日から施行する。

遊漁証票

様式第 1 号

表

裏

遊漁証票		No
遊漁		
年齢		
(住所)		
(氏名)		
期 間		
漁 法		
区 域		
遊漁料		
年 月 日交付		
児島湾淡水漁業協同組合		印

注意事項
1. 遊漁をする時は遊漁証票を携帯してください。
2. 遊漁証票を他人に貸与又は他人名義のものを使用してはいけません。
3. 漁場監視員の要求があった際は遊漁証票を提出しなければなりません。

漁場監視員証

様式第 2 号

表

裏

漁場監視員証		No
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。		
(氏名)		年齢
(住所)		
有効期間		
年 月 日		
児島湾淡水漁業協同組合		印

注意事項
1. 漁場監視に出場の際は必ず監視員証を携帯すること。

児島湾淡水漁業協同組合 内共第20・21号共同漁業権 遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第20・21号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（うなぎ、こい、ふな、なまず、てながえび及びもろこをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第8条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第4条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(全長の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
こ い	全長15センチメートル以下
う な ぎ	全長20センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第4条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が幼児・小中学生・身体障害者の場合は無料とする。この場合、組合への遊漁承認申請の手続きは不要とする。

遊 漁 の 内 容		遊 漁 料	
魚 種	漁具 漁法	1 年	1 日
こ い	手釣・竿釣	1, 0 0 0 円	1 0 0 円
ふ な	た も 網		
う な ぎ	投 網		
てながえび			
な ま ず			
も ろ こ			

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 児島湾淡水漁業協同組合事務所（岡山市南区市場一丁目1番地）

(遊漁承認証に関する事項)

第5条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第6条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域における底をかくはんしてはならない。

児島湖、第七貯水池

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第8条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(附 則)

この規則は知事の認可を受けた日から施行する。

遊漁証票

様式第 1 号

表

裏

遊漁証票		No
遊漁		
年齢		
(住所)		
(氏名)		
期 間		
漁 法		
区 域		
遊漁料		
年 月 日交付		
児島湾淡水漁業協同組合		印

注意事項
1. 遊漁をする時は遊漁証票を携帯してください。
2. 遊漁証票を他人に貸与又は他人名義のものを使用してはいけません。
3. 漁場監視員の要求があった際は遊漁証票を提出しなければなりません。

漁場監視員証

様式第 2 号

表

裏

漁場監視員証		No
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。		
(氏名)		年齢
(住所)		
有効期間		
年 月 日		
児島湾淡水漁業協同組合		印

注意事項
1. 漁場監視に出場の際は必ず監視員証を携帯すること。